
環境アセスメント

－20年後の環境アセスメントに求めること－

藤森茂之（中央復建コンサルタンツ(株)）

環境影響評価法は、平成11年6月に全面施行されて、約11年が経過した。環境影響評価法における「基本的事項」は、事業種別に主務大臣が定める「①事業種別の判定基準、②事業種別の選定指針、③事業種別の対策指針」（主務省令）について、事業の種類にかかわらず基本となる事項を横断的に環境大臣が定めたものであり、環境影響評価の技術的な根幹である。

環境影響評価法では、基本的事項を5年程度ごとに見直し、点検結果を公表することになっている。環境省は、平成16年4月から点検を開始（有識者からなる「環境影響評価の基本的事項に関する技術検討委員会」を設置）し、平成17年2月に委員会報告及びそれを踏まえた点検結果を公表、これに対するパブリックコメントの募集を行い、平成17年3月30日に点検結果やパブリックコメントの内容を踏まえた「基本的事項」の改正を告示した。これに続いて、平成18年3月に、基本的事項を踏まえた主務省令が改正・公布され、平成18年9月30日から施行されている。

また、平成22年2月には、中央環境審議会から「今後の環境影響評価制度の在り方について」答申が示されており、環境省では本答申を踏まえて、環境影響評価法の見直しを含めた所要の措置を講じることになっている。

本稿では、以下の2点について最近の動向を踏まえて紹介する。

- ① 個別事業の特性に応じたメリハリのある項目、手法の選定の強化や早期段階からの環境配慮の促進等が求められている「事業実施段階の環境アセスメント」について、基本的事項や主務省令の改正のポイント、最近の環境アセスメント制度の運用状況、運用面での課題等
- ② 事業実施段階の環境アセスメントの対策に関する選択肢が限られ、必ずしも十分な対応ができないことを改善するための「計画や政策といった事業の実施前の戦略的な意思決定段階での環境影響評価（戦略的環境アセスメント）」の動向と導入に向けた課題等

今後、環境影響評価法の改定が行われると思われるが、事業の計画段階や政策決定段階で行う戦略的環境アセスメントの導入も重要な課題になるものと考ええる。事業実施段階の環境アセスメントがメリハリのきいたわかりやすい内容になるとともに、計画段階等の戦略的環境アセスメントに積極的に取り組むことが重要である。

今後の環境影響評価制度の在り方も踏まえて、20年後の環境アセスメントに求めることについて言及することとし、内容は以下のとおりである。

1. 環境アセスメントの経緯
2. 環境アセスメント制度の運用状況
3. 基本的事項及び主務省令の改正
4. 運用面の課題と改善の方向性
5. 戦略的環境アセスメントの動向
6. 戦略的環境アセスメントの導入に向けた課題
7. 今後の環境影響評価制度の在り方について
8. 20年後の環境アセスメントに求めること